

滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるために必要な経費を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 別表記載の介護保険施設または介護サービス事業所（滋賀県に所在するものに限る。以下「施設・事業所」という。）を運営し、かつ、次に定める要件を満たす市町および社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等の団体（以下「団体」という。）とする。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービスA（市町が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町において介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本補助の対象とする。

(1) 第7条に定める承認申請を行い、承認を受けていること。

(2) 第3条に定める補助対象期間の各月において、ベースアップ等加算を算定しており、かつ第4条に定める要件を満たすこと。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本補助の対象とする。また、第7条の計画書の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている施設・事業所は、本補助の対象外とする。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、令和6年2月から5月までの期間とする。

(補助対象事業)

第4条 令和6年2月から5月までの間、施設・事業所に従事する介護職員およびその他の職員（以下「介護職員等」という。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を補助金の交付対象事業とする。なお、本事業における賃金改善については、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

(1) 本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる施設・事業所に勤務する介護職員とするが、施設・事業所において、介護職員以外の職員を賃金改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施すること。

(2) 団体は、補助額に相当する介護職員等の賃金改善を実施しなければならない。なお、本事業における賃金改善については、介護報酬における介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等加算による賃金改善額には含めないこと。

- (3) 団体は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更時間に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。
- (4) 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、団体は、特定した賃金項目を含め、補助対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした介護職員等の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (5) 団体は、介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上の賃金改善を、基本給または決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、団体が補助金による賃金改善の対象とする介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する可能性があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

- 2 補助額については、同一の団体が運営する他の施設・事業所（補助金の対象である施設・事業所に限る。）における賃金改善に充てることができる。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、本事業による介護職員等の基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）の賃金改善および当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分にあてられた経費とする。

（補助金の交付額）

第6条 補助対象期間中の各月分の補助額は、次号の計算によるものとする。

(1) 補助額 = $a \times b \times c$ （1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう）

b 1単位の単価

c サービス別交付率（別表）

(2) 前号のaについては、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）ものとする。また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応することとし、その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。

（承認申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、別紙様式1の「滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金承認申請書」および「滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金計画書」（以下「計画書」という。）を令

和6年4月30日までに提出し、知事の承認を得るものとする。

(1) 計画書の作成

次の一から四までに掲げる事項について、別紙様式2-1および別紙様式2-2により作成すること。

一 介護職員処遇改善支援補助金の見込額

補助対象期間における介護職員処遇改善支援補助金の見込額をいう。

二 賃金改善の見込額

賃金改善に要する費用の見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額であって、一の額以上となる額をいう。

三 基本給等による賃金改善の見込額等

二のうち、令和6年4・5月分の賃金改善の見込額および基本給等の引上げによる賃金改善の見込額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善の見込額が令和6年4・5月分の補助金の見込額の3分の2以上となるようにすること。

四 賃金改善を行う賃金項目および方法

賃金改善を行う賃金項目（増額もしくは新設したまたはする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期（原則として令和6年2月）や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、賃金改善はベースアップを基本とすることに留意した上で、ベースアップの見込みを記載すること。

(交付申請)

第8条 規則第3条に定める交付申請書は、施設・事業所がサービス提供の翌月10日までに滋賀県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）へ提出する「介護給付費等請求書」の内容を基に、国保連がその内容を取りまとめ作成する「交付対象事業所一覧・明細等」の知事への提出をもって、提出があったものとみなす。

また、第6条により算出される額をもって、交付申請額とみなす。

(交付決定の通知)

第9条 規則第4条に定める交付の決定をしたときは、国保連へ交付対象者一覧を通知し、国保連が施設・事業所へ発送する「支払額通知書」をもって規則第6条に定める決定の通知とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告書は、規則第4条の交付決定があった場合においては、第8条に定める交付申請をもって提出があったものとみなす。また、この場合において、前条に定める国保連への交付対象者一覧の通知を基に、国保連が施設・事業所へ発送する「支払額通知書」をもって、規則第13条における額の確定通知とする。

(補助金の交付条件)

第11条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式6の「滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書」により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。
- (5) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助金の交付を受けようとする団体は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、以下の書類を2年間保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
 - 一 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
 - 二 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（交付申請の取下げ）

第12条 団体は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その申請した日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（効果報告）

第13条 団体は、「滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金実績報告書」（以下「報告書」という。）を、次の一から五までに掲げる事項について、別紙様式3-1および別紙様式3-2により作成し、別途定める日までに知事に提出し、2年間保存することとする。

一 介護職員処遇改善支援補助金の総額

二 賃金改善所要額

各施設・事業所において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額であって、一の額以上の額を記載する。

三 基本給等による賃金改善所要額等

二のうち、令和6年4・5月分の賃金改善所要額および基本給等の引上げによる賃金改善所要額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善額が令和6年4・5月分の補助金の総額の3分の2以上となるようにすること。

四 賃金総額等

以下の①②を記載する。ただし、①の額は②の額以上であること。

① 令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金の総額

② 令和5年2月から5月の賃金の総額

五 ベースアップの実施

ベースアップの実施有無およびベースアップ率等を記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意すること。）。

（標準事務処理期間）

第14条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- （1）規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- （2）知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- （3）規則第13条の規定による額の確定は、第10条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第15条 第7条の規定に基づく承認申請、第8条の規定に基づく交付申請、第10条の規定に基づく実績報告および第13条の規定に基づく効果報告について、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し行うことができる。

（計画書の変更届出）

第16条 団体は、計画書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した別紙様式4の「変更に係る届出書（介護職員等処遇改善支援補助金）」を用いて変更の届出を行うものとする。

- （1）会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績および承継後の賃金改善に関する内容
- （2）複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う団体において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式2-1の2および別紙様式2-2
- （3）就業規則を改訂（介護職員等の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要

（特別事情届出）

第17条 事業の継続を図るために、介護職員等の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下本条において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、次の各号の事項を記載した別紙様式5の「特別な事情に係る届出書（介護職員等処遇改善支援補助金）」（以下「特別事情届出書」という。）を届け出ること。

- （1）補助金の交付を受けている団体の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- （2）介護職員等の賃金水準の引き下げの内容
- （3）当該法人の経営および介護職員等の賃金水準の改善の見込み
- （4）介護職員等の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期および方法等

(留意事項)

第18条 補助金の申請を行う団体は次の各号に規定する内容に留意すること。

(1) 補助金の返還

知事は、補助金の交付を受ける団体が次の一または二に該当する場合は、既に交付された補助金の一部または全部を返還させることができる。

なお、複数の施設・事業所を有する団体であって一括して計画書を作成している場合、当該団体の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施することとする。

一 補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら第17条の特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、この要綱に記載の要件を満たさない場合

二 虚偽または不正の手段により補助金を受けた場合

(2) 補助金の交付要件の周知・確認等

一 賃金改善方法の周知について

団体は、当該施設・事業所における賃金改善を行う方法等について第7条の計画書を用いて介護職員等に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても介護職員等に周知すること。また、介護職員等から補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該介護職員等に関係する賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

二 労働法規の順守について

補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守すること。

(3) 支払いについて

補助額の団体に対する支払（振込）については、団体ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、団体が国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とし、県が国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、別紙様式2-1により、団体から同意を得ることとする。

ただし、民間事業者による介護報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所が交付対象事業所に含まれ、かつ、当該事業所を補助金の振込先として希望する場合には、補助金の適正な執行の観点から債権譲渡先に支払うことは望ましくないとされていることから、債権譲渡先名義の口座ではなく、国保連に登録している当該団体名義の口座に支払（振込）を行うこととする。

(その他)

第19条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年2月から5月までの賃金改善に係る補助に適用する。

別表

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護(医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。